

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人千葉学園
②設置大学名称	千葉商科大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	047-373-9774
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 10 月 29 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 31 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	●建学の精神及び教育の理念については、本学Webサイトで公開しています。より具体的な教育目的については、第 3 期中期経営計画の中で大学の使命（ミッション）、方針（ビジョン）、「教育」「研究」「社会貢献」の目標を明確に定め、本学 Web サイト内で公開しています。 ◎経営計画 https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html#chuki ◎事業計画書 https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html ◎事業報告書及び統合報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	●学部及び研究科ごとに 3 つの方針（ポリシー）を定め、本学 Web サイトにおいて広く公表しており、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の上、教育の質の保証を図っています。 ◎3 つのポリシー https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/educational_policy/policy/index.html ●「自己点検・評価報告書」を本学Webサイトにおいて広く公表し、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の整備・充実に取り組んでいます。 ◎自己点検・評価報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/evaluation/selfcheckevaluation/index.html
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	●学則や規程において、学長の大学運営上の権限や責務を明確にしています。 ●学長をサポートする体制として、学長補佐を配置しています。学長補佐規程第3条において、学長補佐の任務が明記されています。

	●教授会は、基盤教育機構、各学部、専門職大学院に設置され、審議結果を学長に上程し、学長が最終決定を行っています。 ●教学関連組織（情報基盤センター、総合研究センター、会計教育センター、入学センター、学生部、図書館、国際センター、地域連携推進センター、キャリア支援センター）を設置し、任務を規程で定めています。 ●全学部長会では、各教学関連組織から審議事項及び報告事項が上程されています。なお、各教授会では全学部長会の内容が報告事項として報告されています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	●大学に事務局組織として大学本部を置き、教学運営を支えています。 職員は、教授会への参加や教学関連各委員会の構成員になり、方針策定、戦略や具体的施策の立案等も担い、主体的に参画しており、教職協働体制が確立されています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	●全学 FD・SD 委員会を設置し、教職員の資質向上に取り組んでいます。本委員会にて、FD・SD の年次実施方針及び計画を定めるとともに、実施された FD・SD については、本委員会で実施結果報告をすることを義務付け、実施効果について点検・評価を行っています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	●策定にあたっては、社会経済環境の変化等を定量・定性的に把握したうえで、理事会・評議員会・教学関連会議等を通じて意見を取りまとめ、学内外のアンケート調査も実施しています。各部門における重要課題に対して、目標と評価指標を明確に設定し、進捗管理が可能な構成としています。 ◎事業報告書及び統合報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	●中期経営計画は、年度ごとに計画内容や進捗状況を点検・評価し、必要に応じて変更する運用としています。進捗状況は、決算報告とあわせて理事会の下に設置された経営会議を通じて学内へ共有されています。

	実施状況は、事業報告書や統合報告書等を通じて学内外に公表しています。 ◎事業報告書及び統合報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html
--	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	●建学の精神に基づく人材育成とともに、「CUC 中小企業マネジメントスクール」や「認知症サポーター養成講座」など、多様な公開講座を地域の市民向けに展開しています。また、社会人向け履修証明プログラムとして、地域密着型ビジネスや市民活動を支える知識・スキルを学べる「CUC 市民活動サポートプログラム」を開講しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	●本学が幹事校を務める「大学コンソーシアム市川」は、千葉県市川市に所在する5つの高等教育機関が、教育資源や機能等の活用を図りながら幅広い分野で相互に連携協力し、教育研究の質的向上を図り、地域社会の発展に資することを目的に2018年11月に設立されました。この「大学コンソーシアム市川」と市川市及び市川商工会議所との三者間での包括連携協定を同時に締結し、「大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム」を形成、地域の課題解決のための11項目の取組目標を掲げています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	●ダイバーシティ推進委員会を設置し、ダイバーシティ推進宣言を発出するとともに推進体制を整えています。そのうえで教職員を対象としたダイバーシティSD等の啓発活動や学生・教職員が利用できる祈禱室「PrayerRoom」設置等の環境整備を行っています。また、事務局における障がい者雇用にも取り組んでいます。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	●役員や評議員等への多様な人材の登用に配慮し、理事2名（総数13名）、評議員4名（総数14名）の女性を登用しています。 ◎役員一覧 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/outline/board/index.html

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	●理事長の選定及び理事の選任及び解任については、寄附行為に定め、透明性を確保しています。【寄附行為第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 15 条第 2 項】
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	●理事会の議決事項の明確化等 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為及び「理事会業務委任規程」等に明示しています。また、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴取し、理事会で審議しています。【理事会業務委任規程第 2 条】 ●評議員会の職務等については寄附行為第 38 条において定め、運用の透明性を確保しています。 ●学園のガバナンス体制については、統合報告書に明記し、公表しています。 ◎統合報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	●必要に応じ、学内関係者との役員等懇談会を開催し、理事への情報提供に努めています。また、私立学校法の改正など学校法人の運営に必要な情報を共有する機会を設けています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	●寄附行為に基づき、監事及び会計監査人は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の決議により選任しています。【寄附行為第 23 条及び第 51 条】
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	●監査機能の強化のため、「学校法人千葉学園監事監査規程」を作成するとともに、会計監査人及び関係部署と情報交換や協力して適切に監査を実施しています。 ●監査報告書は理事会及び評議員会に報告し、本学 Web サイトにおいて広く公表しています。 ◎監査報告書 https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html#kansa

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	●必要に応じ、学内関係者との懇談会を開催し、情報共有に努めています。また、理事長と監事によるコミュニケーションの機会を設けています。 ●大学の重要事項について審議する「全学部長会」など学内の主要会議への陪席を通じて、情報共有の機会を広く設けています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	●評議員の定数や属性、構成割合、資格について寄附行為に明記するとともに、寄附行為に定めた手続きで選任し、学内に周知しています。【寄附行為第33条及び第34条】
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	●評議員会の招集や評議員の責務について寄附行為に明記しています。【寄附行為第37条～第50条】 ●理事会との建設的な協働と相互牽制体制の一助となるよう、理事会における審議結果及び報告事項を議事要録にまとめて報告し、適切な情報共有を行っています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	●新任評議員に対しては、就任時に学園概要説明の機会を設けています。また、評議員会の報告事項にて、学内の情報提供を行っています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	●「危機管理規程」を定め、理事長を危機管理統括責任者とし、必要に応じて危機管理対策本部を設置して危機管理の対象となる事象に迅速かつ的確に対処しています。 また、「防災管理規程」に基づき、防災計画として事業継続計画、危機管理マニュアルやCUC防災ガイドを整備しています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	●本学園では、「学校法人千葉学園公益通報者保護規程」及び「学校法人千葉学園コンプライアンス推進規程」に基づき、本学園の業務に関わる法令及び学園が文書により定め

	た規程等に対する違反を発見し、是正措置を講じるために、法令違反や不正行為等を通報・相談できる窓口を設置し、通報者の保護を図っています。 ◎公益通報・相談窓口 https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/compliance/contact/index.html
--	---

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	●「学校法人千葉学園情報の公表及び開示に関する規程」に基づき、情報公開の対象者、方法、項目等を明示しています。法令に基づく情報のほか、公式サイトや統合報告書を通じて積極的な発信を行っています。公開方針に基づき、わかりやすい情報提供に努めています。 ◎情報公開 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/data/index.html ◎統合報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	●公式サイトや統合報告書などにおいて、図表・用語解説・ナビゲーション等を活用し、情報の分かりやすさに配慮しています。 複雑な制度や方針についても、要点を整理した説明資料や解説付きリンクなどを通じて発信しています。 幅広いステークホルダーに対して、理解と信頼の促進を意識した表現・構成に努めています。 ◎公式サイト https://www.cuc.ac.jp/ ◎統合報告書 https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明